

# 明和町 WEB ページバナー広告表現ガイドライン

(目的)

第1条 明和町 WEB ページに民間企業等のバナー広告を掲載するにあたっては、その広告表現について、明和町広告掲載要綱及び明和町広告掲載基準に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、以下の各条の事項に留意しなければならない。

(禁止表現)

第2条 次の表現を含んだバナー広告表現は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

(町 WEB ページとの区別)

第3条 次の表現については、ユーザーが町 WEB ページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 町 WEB ページと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 「教育相談」など町政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ユーザーが明和町の事業であると錯誤しやすいもの

(デザイン及び色調)

第4条 デザイン及び色調は、町の WEB ページの品位を損なわず、かつ、ユーザーに不快感を与えることがないように、明和町 WEB ページとの調和を図らなければならない。

- 2 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

(解像度)

第5条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附 則

このガイドラインは、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

このガイドラインは、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。